

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年12月まで

父親が国民年金の加入について厳格に考えていた人だったので、私は20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料は滞り無く納付してきた。申立期間については、一緒に納付していた母親の記録が納付済みになっているのに、私の記録が未納にされていることは納付できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は、20歳から国民年金保険料を納付しており、申立期間を除きその後の任意加入期間も含め保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、保険料を一緒に納付したとする申立人の母親についても、申立期間の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和41年*月に20歳になってから、61年4月に第3号被保険者になるまでの期間、欠かすことなく国民年金保険料を納付していた。

申立期間前の昭和49年ごろ、A市町村B地区から同市町村C地区へ住所を変更しているが、申立期間当時も、郵便局か金融機関の窓口で毎月確実に国民年金保険料を納付しており、3か月の未納期間があるのは納得できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「昭和49年ごろ、A市町村内で住所を変更しているが、申立期間の国民年金保険料は、郵便局か金融機関の窓口で納付書により毎月納付した。」と主張しているところ、A市町村保管の国民年金被保険者名簿において、申立人の昭和49年度当時の住所はA市町村内である上、申立期間前の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料は現年度で納付されていることが確認できることから、申立人は、同市町村で年度当初に発行された納付書により申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成11年7月は18万円、同年8月は19万円、同年9月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成11年7月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月25日から同年10月1日まで

私は、平成11年5月25日から12年7月31日までA社（平成13年8月1日B社と合併して解散）が経営していたC営業所で従業員として勤務していた。私が保管する11年6月分から同年9月分までの給与明細書を見ると、厚生年金保険料として1万7,350円が控除されていることが確認できるが、ねんきん定期便の記録では、この期間の保険料納付額として1万4,747円と記載されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）の事業所調査台帳によると、事業主は、当初、給与からの保険料控除額に見合う標準報酬月額（20万円）を届け出たものの、当該控除額は、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料額を上回っていたことから、平成12年5月の事業所調査において資格取得時の実際の報酬月額に見合う標準報酬月額（17万円）に訂正するよう指導を受け、その結果、申立人を含む3人の記録について訂正処理がなされたことが認められる。

一方、上記の3人は、いずれも控除過大となっている保険料を還付された記憶は無いと供述している上、申立人の給与明細書及び給与振込口座の預金取引明細表から当該保険料が事業主から申立人に還付され、又は、訂正後の期間の保険料に充当された形跡はうかがえない。

また、申立人の給与明細書から、20万円の標準報酬月額に基づく保険料が控

除され、報酬月額は、平成11年7月は、17万6,250円、同年8月は、18万9,850円、同年9月は、20万1,500円であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人のC営業所における給与明細書から確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成11年7月は18万円、同年8月は19万円、同年9月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時のC営業所のD従業員は、「当時の書類は処分したため、不明である。」と供述しているが、平成12年5月の社会保険事務所からの指導によりオンライン記録どおりの届出が行われたと判断でき、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成11年5月については、給与の支給が無く、また、同年6月については、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額を上回っていることから、同年5月及び同年6月については、特例法に基づく記録訂正は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から59年3月まで

申立期間当時、私の家はA製品製造の個人事業所を経営しており、従業員は厚生年金保険に加入させていたが、個人事業主の家族は厚生年金保険に加入できないため、国民年金に加入していた。私も家業を手伝っていたため、亡くなった父親が、取引銀行の担当者に小切手を手渡し国民年金保険料を納めていたことを記憶している。

何事にもきっちりしていた父親が私の国民年金の保険料を納付していないとは考えられないことから、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和59年10月1日に払い出されているところ、B市町村保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿に、「59.9.10 適用特別対策分」との記載が見られ、付加納付申出書が同年9月13日に受付されていることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者も同年4月から国民年金保険料を納付していることが確認できることから、当時、申立人は、国民年金に未加入となっていたため、同年9月ごろに行政側からの加入勧奨により、初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

しかしながら、この時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間にあたり、当該保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立人の国民年金保険料の納付を依頼したとされる取引銀行の担当者は、「申立人の居住する地区を担当する支店に勤務したのは、昭和60年8月からで、申立期間当時は、申立人の父親が経営していた事業所

には関与していない。」と供述している。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の父親については、既に死亡しているため申立期間当時の状況について供述を得ることができず、当時の納付状況は不明である。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年8月まで

私は、A市町村に所在するB店に昭和56年4月から58年8月20日まで勤務していたが、同店を辞める時、事業主から国民年金手帳を手渡されたことを記憶していることから、事業主が国民年金保険料を納付してくれていたはずであるので、申立期間の納付記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時勤務していたB店を辞める時、同店の事業主から国民年金手帳を手渡されたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は、平成3年2月8日であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、同店を退職する時点において、国民年金の未加入者であり、国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を受け取ることはできない。

また、当該手帳記号番号の払出時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立てに係るB店が経理事務を委託していた税理士は、「当該事業所は、昭和61年4月8日に厚生年金保険の適用事業所となるまで、従業員の年金には関与していないため、国民年金保険料も納付していなかった。」と供述しているほか、同店の事業主も、「申立期間当時、申立人を含めすべての従業員の国民年金の加入手続及び保険料納付には関与していない。」と回答している。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与していない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月18日から43年12月31日まで
社会保険事務所(当時)から、申立期間について脱退手当金が支給されている旨説明を受けた。

私は、脱退手当金を受給した覚えは無く、また、昭和44年3月*日に結婚式を挙げ、翌日から一週間新婚旅行に行っていたのに、同年3月6日に脱退手当金が支給されているのは不自然なので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「脱退手当金が支給されたとされる時期は、新婚旅行中で脱退手当金を受給していない。」と主張しているが、申立事業所の管轄社会保険事務所が保管する申立てに係る脱退手当金裁定請求書によると、当該請求書が昭和44年1月20日に受付されたことを示す受付印が確認できるとともに、請求者の住所欄には、申立人が当時住んでいた住所が記載されており、社会保険事務所では、脱退手当金計算書を作成して決裁を受け、同年3月6日に支給決定し、翌日に支払通知書を作成したことを示す記録が残っていることから、適正に裁定手続が行われたことが確認できる。

また、申立人の退職時の適用事業所であるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が有るとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 559 (事案 316 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月ごろから28年9月ごろまで
② 昭和29年10月ごろから30年12月ごろまで

申立期間①については、昭和27年10月ごろから28年9月ごろまで、A社で勤務した。当時の事業主は既に死亡しているが、一緒に勤務していた社会保険事務担当者を記憶している。

申立期間②については、昭和29年10月ごろから30年12月ごろまで、B社C店D営業所で勤務した。

私が、当該事業所に勤務していたことを知っている同僚がいる。

以上のとおり、調査の上、再度記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、i) 当該期間中に被保険者記録のある同僚は、「A社は、当時E製品しか扱っていなかったもので、F名称と言われた。当時は6人から7人の従業員であるが、その中に申立人はいなかった。」と供述していること、ii) 当該事業所は、当該期間における関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の保険料控除については不明と回答していること、iii) 社会保険事務所(当時)保管の当該事業所の被保険者名簿には、当該期間について健康保険番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難いこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成21年8月26日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出していないが、新たに、当時、社会保険事務を担当していた同僚の氏名を挙げており、当該同僚及び今回の調査において新たに連絡先が判明した同僚10人のうちの2人が、当時、申立人がA社で勤務していた記憶があると供述していることから、期間の

特定はできないものの、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の同僚 10 人のうち 1 人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、自身が記憶している入社日より約 1 年後となっていること及び申立人を記憶している同僚 2 人は、当該期間後の昭和 35 年 1 月 3 日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、A 社では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人が、当時社会保険事務を担当していたとする同僚及び今回の調査において新たに連絡先が判明した同僚 10 人からは、当該期間における申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について有力な供述は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、i) 同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間において B 社 C 支店 D 営業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間及び厚生年金保険料の控除に関する有力な供述は得られないこと、ii) 当時の総務担当者は、「申立人について覚えていないが、当時の運転手は出入りが激しいため臨時職員が多く、厚生年金保険への加入及び保険料の控除はしていなかった。」と供述している上、別の同僚も、「申立人については覚えていないが、当時の運転手は、入社後数年は臨時職員で、なかなか正規採用職員にはしてくれなかった。私も入社後 1 年半は臨時職員であり、その間厚生年金保険の加入記録は無い。」と供述しており、当時、当該事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられること、iii) B 社 G 支店は、同社が保管している当該事業所に係る厚生年金保険台帳並びに、厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の氏名が見当たらないと回答していること、iv) 社会保険事務所保管の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者名簿においては、当該期間について整理番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の当該期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものは考え難いこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成 21 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出していないが、新たに当時一緒に勤務していた同僚の氏名を挙げている。

しかしながら、当該同僚及び今回の調査において新たに連絡先が判明した同僚 9 人のうち 2 人は、「入社後、早くて半年、長くても数年の間は臨時職員であったので、その間、会社は社会保険の加入手続をしてくれなかった。」としており、オンライン記録によると、これら同僚 3 人の B 社 C 支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は、自身が記憶している入社日より半年から 3 年半後となっていることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は認められず、そのほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年ごろから 32 年ごろまで

私は、昭和 29 年ごろ A 社（現在は、B 社）に就職し、32 年ごろまで継続して同社で配達の仕事に従事していたが、社会保険事務所（当時）の記録では同社における厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚で、供述が得られた 7 人のうち 3 人が、申立人を記憶している旨供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述が得られない上、A 社の後継事業所である B 社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料は保管していない。」と供述している。

また、上記の申立人を記憶している同僚 3 人からは、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚（故人）の妻は、「私も 2 年間か 3 年間、A 社に勤務していた。理由は分からないが、同社に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していない。」と供述している。

加えて、上記の被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。